

八木駅南市有地活用事業に係る優先交渉権者の決定について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（P F I 法）に基づき実施する「八木駅南市有地活用事業」について、平成 26 年 7 月 29 日付けで公募型プロポーザル方式により募集を行ったところ、4 グループから応募があり、うち 3 グループから提案書の提出がありました。学識経験者等で構成する橿原市市有地活用検討委員会において提案内容の審査を行い、優秀提案者を選定しました。

橿原市では、その審査結果を踏まえ、次のとおり優先交渉権者を決定しましたので公表します。

なお、P F I 法第 11 条の規定による客観的評価の結果については、審査講評とともに後日公表します。

◆優先交渉権者

大林組グループ

(事業実施体制)

代表企業	株式会社 大林組 (設計・建設)
構成企業	株式会社 梓設計 (設計・工事監理) 株式会社 東急コミュニティー (維持管理・運営)
協力企業	株式会社 カンデオ・ホスピタリティ・マネジメント (宿泊運営)

◆次点交渉権者

浅沼組グループ

◆審査結果

審査結果の詳細については、2 月中旬にホームページにて公表する予定です。